

平成 29 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 20 号 説 明 資 料

平成 29 年 6 月 2 日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
改正の概要図	-----	2
新旧対照表	-----	3

町 民 課

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○ 改正概要

平成29年3月31日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの平成29年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

○ 改正内容

平成28年度の経済動向を踏まえ、物価上昇の影響から国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の適用を受けている世帯が当該軽減対象から外れてしまわないよう、軽減対象額の拡大を行い、低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るものであります。

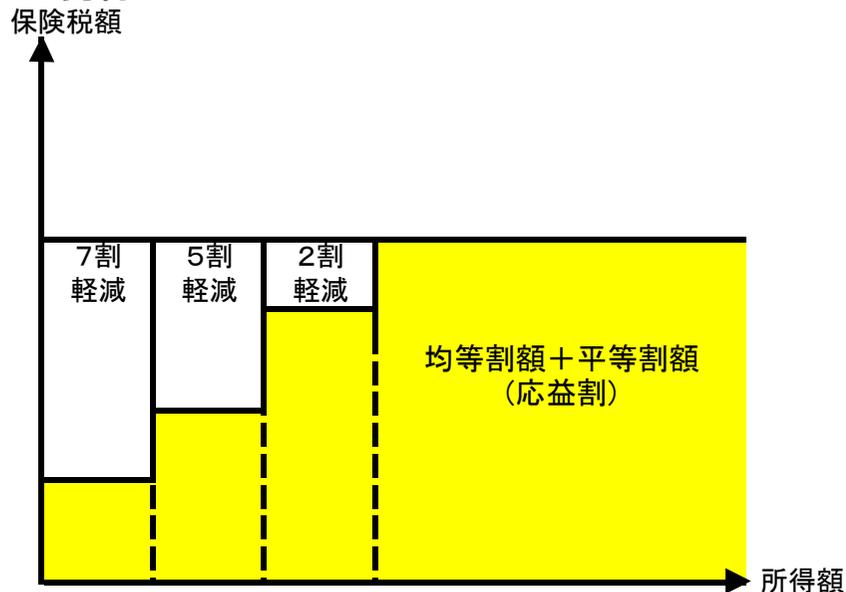
5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の「48万円」から「49万円」に引き上げるものです。

例：夫婦と子ども1人の3人世帯の軽減判定所得額

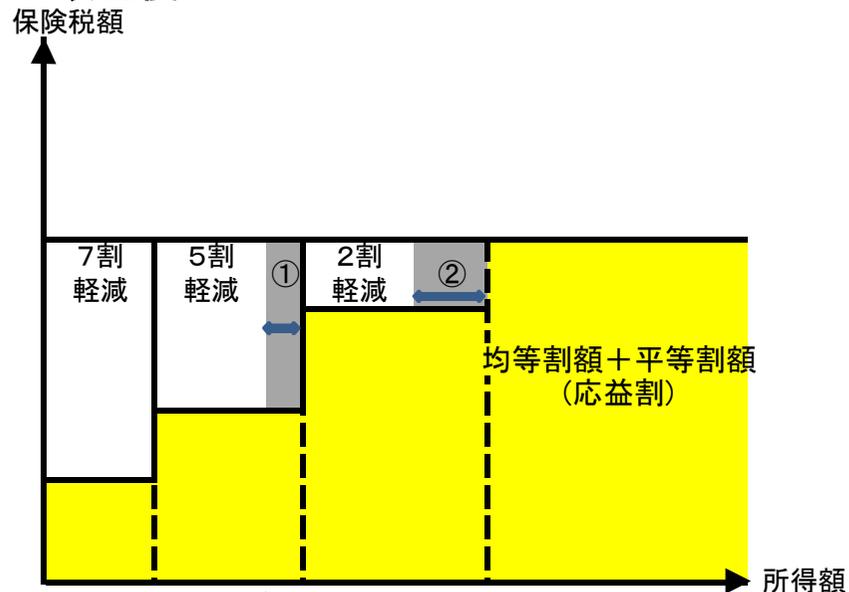
	旧	新
5割軽減	(基礎控除額) (被保険者数) 33万円 + <u>26万5,000円</u> × 3人 112万5,000円以下	33万円 + <u>27万円</u> × 3人 114万円以下
2割軽減	33万円 + <u>48万円</u> × 3人 177万円以下	33万円 + <u>49万円</u> × 3人 180万円以下

改正の概要図

<現行>



<改正後>



経済動向等を踏まえ、
軽減基準額を見直す

■ 軽減判定所得(現行)

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- 5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + **26.5万円** × (被保険者数)
- 2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + **48万円** × (被保険者数)

■ 軽減判定所得(改正後)

- 7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
- ① 5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + **27万円** × (被保険者数)
- ② 2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円) + **49万円** × (被保険者数)

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>第22条の2～第27条 省略</p>